

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づく P D C Aサイクルの確立

### 【取組状況】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月閣議決定）（別添1）に基づき、P D C Aサイクルの確立に向け、各府省自身による点検を充実するため、令和2年10月から、各府省が、統計調査の実施後に、調査計画の履行状況等の事後検証を行い、調査計画等の見直しに反映するなどにより、統計作成プロセスを不断に改善し、その水準を向上させる取組を開始（別添2）。
- 総務省及び統計委員会においては、上記計画に基づき、この各府省による自立的・主体的なP D C A実施の更なる充実・実効性確保のため、専門家を派遣する等により各府省への助言・支援を行う「統計作成プロセス診断」の導入に向け、令和3年10月からその試行を行うなど、検討を推進（別添3）。
- また、各統計の作成プロセスの水準の段階的な向上を図るには、統計の品質の安定的な確保や統計作成プロセスの見直し・改善の要となる業務マニュアルを、（業務マニュアルに基づき）プロセスの各段階において作成・保管される成果物・実施記録等と合わせて、各府省のP D C Aサイクルにおいて定期的に確認・見直しし、これらを整備していくことが必要かつ重要。  
これに資する観点から、標準的な業務マニュアルとして、各府省のこうした取組を支援する「統計作成ガイドブック（仮称）」の整備に関する検討（別添4）が、総務省（統計局統計作成支援室）\*を中心とした関係府省において進められているところ。統計作成プロセス診断の導入に向けた検討においては、この取組とも連携。
- \* このほか、総務省においては、各府省におけるP D C A実施を通じた統計作成プロセスの見直し・改善も含め、統計の作成を幅広く支援するため、一元的な相談窓口を設置しているところ（別添4）。

### ＜統計作成プロセス診断の内容（現時点における考え方）（別添3）＞

- ・ 統計の品質確保に向け、統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際の基準となる「要求事項」※に基づき、品質管理の専門家等が、各府省における各統計の
  - 1) 業務マニュアルの整備状況
  - 2) (成果物・実施記録等に基づく) 業務の実施状況の把握・管理
  - 3) 責任者（管理職）のマネジメント
 などの現状を確認の上、今後に向けた統計作成プロセスの見直し・改善のため、助言等を行い、各府省による統計作成プロセスの水準の向上への「気づき」を強化・バックアップするもの。

※ 統計の品質確保に向け、個々の統計作成プロセスにおいて実施することが求められる、あるいは望ましい事項であって、統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際の基準となるもの

（参考）P D C Aサイクル実施に関する仕組みの全体イメージについては次頁参照

# PDCAサイクル実施に関する仕組み（全体イメージ）

参考

統計法

総務省（統計制度担当）・  
統計委員会による  
調査計画の事前審査

統計的合理性・妥当性

P

D

C

A

調査の大枠

承認申請等  
事務マニュアル

事務的  
効率化

調査計画

調査実施

点検・評価ガイドライン  
(改正後)

統計作成プロセスの  
不断の見直し

事後検証

- 調査計画の履行状況
- 各種ドキュメントの整備  
(デジタル化)、  
業務の実施・管理状況

事後検証を踏まえ、  
調査計画、  
各種ドキュメントを  
見直し・改善

具体の業務

統計作成ガイドブック  
(標準マニュアル)

実施段階の  
業務を支援

業務ドキュメント

(各種業務マニュアル・仕様書)

成果ドキュメント  
(成果物・  
実施記録)

各種ドキュメントの改善など  
統計作成プロセス水準の向上

要求事項  
方針

総務省（統計監理官※）による  
統計作成プロセス診断

※品質管理の専門家等

対応

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

### 第3 公的統計の整備に関する事項

#### 2 統計の品質確保

##### (4) 品質確保に向けた取組の強化

###### ア PDCAサイクルの確立等<sup>(注17)</sup>

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用（第3の1（1）を参照）やオンライン調査の推進（第3の1（2）を参照）などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減（第3の1（3）を参照）や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。

一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、専門的な検証なく担当課室限りの判断で標本設計が変更された事案など、統計調査の基本的枠組みである調査計画のガバナンスにおける課題が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。

まずは、品質保証の取組の前提をなす、調査計画に関するガバナンスを確立することが急務である。このため、各府省は、統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映するPDCAサイクルの仕組みを整備する。このほか、BPR<sup>(注18)</sup>手法による検証や統計監理官<sup>(注19)</sup>等による第三者監査<sup>(注20)</sup>も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック<sup>(注21)</sup>の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック<sup>(注22)</sup>等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官<sup>(注23)</sup>による分析的審査<sup>(注24)</sup>を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。（以下略）

(注17) 従前の「統計棚卸し」は、PDCAサイクルなどの新たな取組に統合する。

(注18) BPRとは、Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計することをいう。

(注19) 統計監理官とは、統計委員会が定める方針の下、各府省の統計について第三者監査を実施するほか、各府省におけるPDCAサイクルの実施状況やコンプライアンスチェックの実施状況等を点検するとともに、統計研究研修所による支援も受けながら、統計作成プロセスの改善方法や調査計画の技術的審査などの助言を幹事に対して行う者をいう。

(注20) 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

(注21) コンプライアンスチェックとは、調査実施後において、統計調査員による調査の履行状況を、本府省が直接確認する取組をいう。

(注22) エラーチェックとは、想定されるデータの範囲から逸脱した異常値、項目間の矛盾など、設定した検出条件

に該当するデータを検出して行う一次的なデータチェックをいう。

(注 23) 統計分析審査官とは、再発防止策の提言を受けて、内閣官房統計改革推進室に配置された職員をいう。内閣官房から各府省に派遣され、統計調査の担当者から独立した立場で、各府省における統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入するとともに、PDCAサイクルの取組への参画、BPR手法を活用した統計作成プロセスやシステムの改修等の取組への参画、統計の誤りが発生した場合の再発防止策の指導・助言や作成プロセスの抜本改善の必要性の検討を担うなど、高度な専門性を生かし、結果面からの統計技術的アプローチにより派遣先府省全体の統計の品質を維持・向上させるための業務に従事する。

(注 24) 分析的審査とは、利活用を含めた多角的な視点に立ったデータ分析作業を通じてデータの妥当性の確認を行う審査をいう。例えば、集計段階において審査のための特別な統計（詳細地域統計、単位当たり集計等）を作成して異常なデータを検出したり、業界統計や関連統計との比較分析を行うことで当該審査対象統計の妥当性を確認する審査をいう。

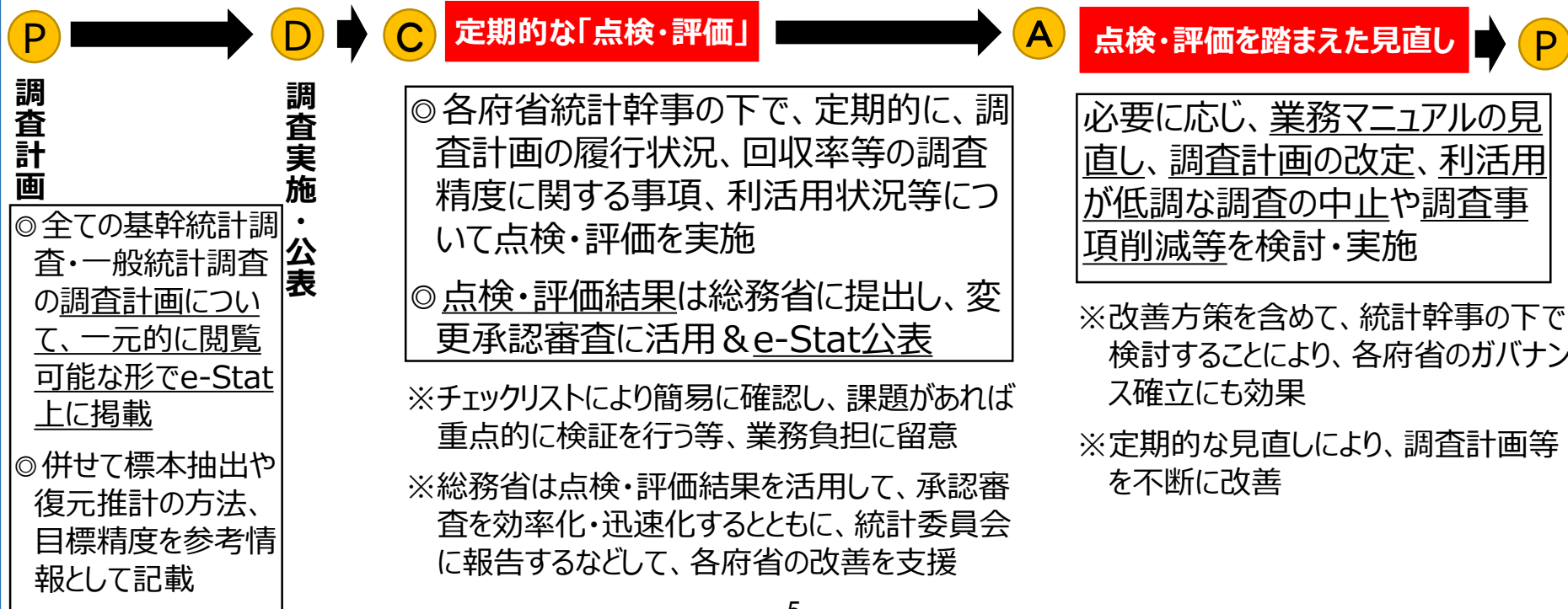
(別表)

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア PDCAサイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、 総務省	令和2年度 (2020年度) から実施する。
	○ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、 総務省	令和3年度 (2021年度) から実施する。
	○ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、BPR等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的を確認する。	総務省、関 係府省	令和2年度 (2020年度) から実施する。
4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等	○ 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。	総務省	令和2年度 (2020年度) から実施する。
	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度 (2020年度) から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。

# PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

## 【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



# 統計作成プロセス診断の位置付け・内容

## 位置付け

- 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、統計の品質確保を図ることを目的とした**統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクル実施**（実施状況や集計結果等を踏まえた点検・評価を通じた調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善という一連の自らの気づきのプロセス）の更なる充実・実効性確保のため、その一連の取組の流れの中において、客観的立場から、（あくまで）**助言、支援、促進する活動**

## 診断内容

統計作成府省による各統計に関するPDCAサイクル実施の過程におけるアウトプット等をベースとして、

- i) 統計委員会の取りまとめに基づく、統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際のチェック項目（基準）である「要求事項」※に沿った「当たり前品質」の適合の現状を（厳格かつ）**客観的に確認**  
 加えて、積極的に評価できる、各府省に横展開すべき「好事例」を把握、「褒める」
- ii) 統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向け、現状、適合となっていない「必須」の要求事項は適合となるよう、また、「推奨」の要求事項の適合が増えていくよう、  
 （標準的な業務マニュアルの内容等も活用しつつ）**統計作成府省自身による、今後に向けた統計作成プロセスの見直し・改善のため、助言、あるいは（総務省（統計作成支援センター等）の統計作成支援機能と連携しつつ）必要に応じ支援**
- iii) その他、（要求事項の内容に関わらず）各府省の統計幹事の求めに応じ、例えば、統計精度の更なる向上に向けた調査計画の技術的支援（ex標本設計）などに関し、**総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」を行う**

※「要求事項」＝統計の品質確保に向け、個々の統計作成プロセスにおいて実施することが必要と考えられる、あるいは期待される事項  
 ・プロセスの管理やその仕組み自体：実施することが求められる「必須」の要求事項  
 ・手順等の具体的な内容、レベル感など：実施することが望ましい「推奨」の要求事項としてそれぞれ設定

# 総務省における各府省の統計作成の支援について

総務省統計局

# 「統計作成ガイドブック」の概要

## 位置付け・全体像

- 各府省の統計担当職員が必要な時に必要な項目を確認するための便覧や参考図書として、総務省統計局において「統計作成ガイドブック」を発行予定。
- 一般的な「統計作成プロセス」を提示し（次ページ参照）、各プロセスにおける業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等を説明
- 各府省におけるチェックリスト及びドキュメント管理簿の作成を通じて、統計作成プロセス診断の導入並びにドキュメントの保管及びデジタル化を推進

## 構成

### 第1章 はじめに

### 第2章 （一般的な）統計作成プロセス

### 第3章 各プロセスの説明

### 第4章 相談窓口、研修について

### 付属資料 チェックリスト・ドキュメント管理簿

### 参考資料 主要ドキュメントのサンプル

- 各統計調査に関する業務マニュアルの作成の参考にするため、各プロセスにおける具体的な業務内容、留意点、作成・保管を行う成果物・実施記録等のドキュメントを説明
- 併せて、関係する既存ガイドライン等を紹介

- 各府省のPDCAサイクルにおける定期的な業務マニュアルの確認及び見直しに資するよう、第3章の記載に基づくチェックリストを提示
- ドキュメントの保管及びデジタル化を推進するため、成果物・実施記録等の保管状況を確認するドキュメント管理簿様式を提示

- 各プロセスにおける主要なドキュメントについて、各府省で作成された実例を収集し、共有



# 一般的な統計作成プロセス 一覧

## 01 企画



- 1.1 統計の必要性・目的の明確化
- 1.2 統計調査全体のスケジュールの設定
- 1.3 集計事項及び調査事項の設定
- 1.4 調査方法及び調査系統の検討
- 1.5 調査票の設計
- 1.6 標本設計（母集団、目標精度、抽出・層化方法の設定）
- 1.7 提供方法の検討
- 1.8 行政文書の管理責任者等の決定
- 1.9 調査計画の承認申請、変更手続等
- 1.10 政省令等の整備 [基幹統計調査の場合]
- 1.11 実査以降の業務に関する計画の作成

## 02 実査



- 2.1 名簿整備
  - 2.2 調査対象者の抽出
  - 2.3 統計調査員任命・教育 [調査員調査の場合]
  - 2.4 用品準備
  - 2.5 協力依頼、広報、調査対象者への説明
  - 2.6 調査票や関係書類の配布
  - 2.7 調査票の取集・督促
  - 2.8 問合せなどへの対応
  - 2.9 調査員による調査票のチェック
  - 2.10 調査実施機関による調査票のチェック
  - 2.11 調査員の活動状況の確認
- [調査員調査の場合]

## 03 審査・集計



- 3.1 調査票の受領
- 3.2 データ入力
- 3.3 個票データの審査
- 3.4 集計データ（統計表）の作成
- 3.5 集計データ（統計表）の審査

## 04 公表・提供



- 4.1 公表準備
- 4.2 集計データ（統計表）の公表
- 4.3 集計データ（統計表）に関する問合せ対応
- 4.4 個票データ（調査票情報）二次利用・提供

## 05 評価



- 5.1 ドキュメント・成果物の整備状況の確認
- 5.2 点検・評価等の実施

## 06~08

マネジメント・民間委託・地方委任



- 6.1 実施体制（管理的側面の検討、制約条件の明確化）
- 6.2 業務能力と教育・訓練
- 6.3 ドキュメント等の整備
- 6.4 秘密の保護、法令遵守に係る体制
- 6.5 災害発生時等の対応
- 7.1 委託業務の範囲の検討
- 7.2 調達仕様書等の作成・契約
- 7.3 業務実施状況の確認
- 7.4 納品チェック・成果物受領
- 8.1 委任業務の範囲の確認
- 8.2 事務処理基準等の作成・通知
- 8.3 業務実施状況の確認

# 統計作成支援センター（統計業務相談窓口）の概要

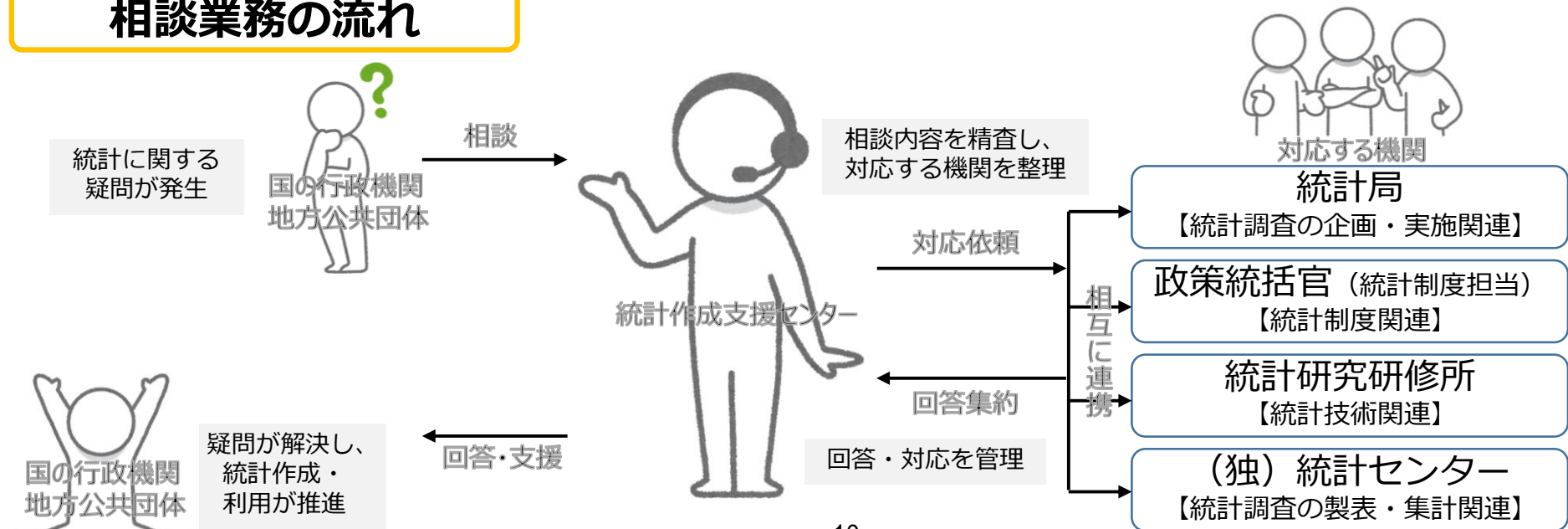
## 概要

国の行政機関及び地方公共団体からの統計に関する相談を一元的に受付・回答する「統計作成支援センター」（統計業務相談窓口）を令和元年8月に設置。

相談内容に応じ、「総務省（統計局、政策統括官（統計制度担当）及び統計研究研修所）並びに（独）統計センター」が連携の上、対応。

- 統計作成に関する課題認知から支援までの対応を迅速化
- 統計相談対応の知見を一元的に蓄積
- 各府省における統計作成支援センターの認知度向上を促進

## 相談業務の流れ



# 統計作成支援センターにおける対応実績

## 相談内容別件数

(令和4年1月28日現在)

	計	国の行政機関		地方公共団体
研修等	35	9		26
集計・分析	16	12		4
調査企画	9	6		3
公表	8	6		2
標本設計	8	1		7
委託・調達	7	7		0
統計制度	6	3		3
データ整備	3	3		0
その他	4	3		1
計	96	50		46

## 国の行政機関別件数

(令和4年1月28日現在)

	計	国の行政機関								
		研修等	集計・分析	委託・調達	調査企画	公表	データ整備	統計制度	標本設計	その他
厚生労働省	13	4	1	5	1		1			1
総務省※	10		6		2	2				
財務省	4	2			1			1		
最高裁判所	4		1		1	1				1
内閣官房	3		2						1	
内閣府	3		1	1	1					
環境省	2					2				
金融庁	2			1		1				
その他	9	3	1				2	2		1
計	50	9	12	7	6	6	3	3	1	3

※ 統計局、政策統括官（統計制度担当）及び統計研究研修所を除く部局 11